

千葉市立学校教職員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業 業務委託仕様書

1 事業名

令和7年度千葉市立学校教職員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

2 事業の目的

本業務は、千葉市立学校における諸課題の困難化に伴う教育職員のメンタルヘルス不調に関する原因分析、効果的な予防対策及び長期休業からの円滑な復帰支援対策について調査研究を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

4 事業内容等

(1) 対象：全市立学校教職員（166校、約5,000人）

(2) 業務内容

①復職支援

- ・原則、休職中の職員に実施（30人程度を予定）
- ・その他、30日以上病気休暇を取得している職員のうち希望する職員に実施（20人程度を予定）

ア 病気休暇・休職中の職員の状況確認を保健師等が実施。（月1回程度を想定）

イ 原則、同じ保健師等が復職後の支援まで行う。

ウ その他学校長へのサポート・フォロー（対応や助言のアドバイス等）を行う。

※保健師等は該当学校、千葉市及び千葉市教育委員会の統括産業医と連携して業務を行うこと。なお、学校長に状況等の確認を行ったうえで支援を開始すること。

※別紙「復職までのフロー図」を参考に、効果的なタイミングや方法も提示すること。

②研修の実施

- ・実地型のセルフケア研修の実施
例) 学校への訪問、集合研修等
※回数及び実施方法等は千葉市と協議のうえ実施すること。
- ・ラインケア研修（年2～3回程度）の実施
対象は学校管理職とし、原則対面での集合研修とすること。
※回数及び実施方法等は千葉市と協議のうえ実施すること。

③教職員への対応

- ・新規採用教職員等に対する面談の実施

- ・その他、教職員のメンタルヘルス向上に資する取組み

(3) 事業報告等

① 事業効果の測定

客観的なデータに基づき、事業効果を証明する分析を行うこと。

例) 研修実施後の満足度の確認（アンケート）、

復職支援対象者の生活状況・心身の状況の改善度等

※なお、各種アンケートを実施する際は千葉市と協議のうえ実施すること。

② 報告書の提出

委託業務の進捗状況等について、事業効果を踏まえて千葉市が提示する日までに報告書を提出するほか、月1回程度、復職支援状況を報告すること。

5 事業実施の留意事項

- (1) 業務内容は効果的な取組みについて提案すること。
- (2) 対象となる学校での事業実施にあたっては、学校運営の妨げにならないよう千葉市と協議したうえで実施すること。
- (3) 研修資料等は実施後、千葉市に提供し、全教職員が共有できるものとする。また、後日動画データを提供すること。

なお、本事業は文部科学省の委託を受けて実施するため、事業に関連した資料等については個人情報を除き、文部科学省に提供するものとする。

6 事業計画・実績報告等

業務委託契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

文部科学省の中間経過報告会および最終報告会に向けて、各報告会実施時点までの実施状況および分析結果の報告書を作成し、提出すること。

(中間経過報告会は令和7年10月頃、最終報告会は令和8年3月頃を予定している)

本委託事業の実施報告書については、事業完了後、10日以内に千葉市に提出すること。

- ・報告書の内容（実績報告、アンケート結果等）

※電子ファイル（CD-ROM等）により提出すること。

7 個人情報の保護

- (1) 受注者は、この業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。

- (2) この業務の処理に際して情報セキュリティに関する事故が発生した場合、適切な説明責任を果たす必要があると認められるときは、千葉市は当該事故の公表をすることができるものとする。

8 経費の負担

この業務に必要な消耗品・機器及び搬入・運搬等の諸経費は、あらかじめ千葉市が認めた場合を除き、すべて受注者の負担とする。

9 委託料の請求方法

- (1) 委託料の請求は、事業完了時の実績報告が適正に行われ、千葉市の検査確認が完了次第、速やかに行うものとする。
- (2) 委託料の請求の際には、支払項目ごとの実績が明らかとなるような資料を添付するものとする。

10 仕様書の変更・追加

この仕様書の内容については、千葉市が必要と認める場合に受注者と別途協議のうえ、変更及び追加を行うことができるものとする。

11 その他

- (1) 受注者は、業務遂行中に事故等が発生した場合には、すみやかに適切な対応を行うとともに、原因調査を行い、千葉市に報告すること。
- (2) 受注者は、業務遂行にあたり、過失により第三者に損害を与えたときは誠意をもって対応し、受注者の責任で賠償等を行うこと。
- (3) 受注者は、この仕様書又はその他の事項について疑義が生じたときは、その都度千葉市と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 本仕様書の定めのない事項については、千葉市と受注者が別途協議のうえ、定めることとする。

【復職までの流れ（概要）】

